

論文の内容の要旨

論文題目

戦間期日本の探偵小説ジャンルの生成と受容
——犯罪をめぐるメディア言説との相互連関を中心に——

氏名

井川理

本論文は、戦間期日本の探偵小説ジャンルを、個別の小説・批評言説とそれらを取り巻く多様なメディア言説との往還から現出する動態として捉え、考察することを目的とする。

一八九〇年前後の黒岩涙香の翻訳・翻案物や探偵実話の流行を経て、一九二〇年代に雑誌『新青年』を主な舞台として確立する日本の創作探偵小説は、探偵による謎の解明というプロットを有したいわゆる本格物だけでなく、幻想、怪奇、SF、冒険、捕物帳などの多様な要素を持つ小説群を包含していた。それゆえに、同時期には本格／変格論争に代表される探偵小説という語の範疇をめぐる論争が絶えず文壇内で行われる一方で、例えば犯罪報道で探偵小説が頻繁に言及されるなど文壇外の多様な言説に召喚されイメージ付与が行われてもいた。こうした同時期のジャンルの在り方を包括的に検討するために必要なのは、指示対象が曖昧であった「探偵小説」という語に多義的なイメージを付与していったメディア言説と、その定義を試みた探偵文壇内外の批評言説、そしてそれらのイメージや定義と同一化・差異化しながらも探偵小説として書かれ・読まれた小説言説という、多元的な言説から構成される動的な様態としてジャンルを捉えることであろう。

以上の問題意識から、本論文では、一九二〇 - 三〇年代を主な対象時期として設定し、探偵小説ジャンルに関わるメディア言説と小説・批評言説との関わりを考察した。具体的には、探偵小説・探偵小説家に言及する犯罪関連言説の調査・分析と、江戸川乱歩・浜尾四郎・夢野久

作・甲賀三郎・横溝正史・久生十蘭の小説・批評テキストの分析を行い、その複層的な連関の様相を検討した。本論文は、三部八章から構成される。以下、それぞれの概要を述べる。

序章では、本論文で対象とする一九二〇 - 三〇年代における日本の探偵小説ジャンルの動向を概観し、同ジャンルの位置付けに関する先行研究を確認するとともに、本論文における問題の所在を示した。

第一部では、犯罪をめぐるメディア言説との関わりから同時期の探偵小説の社会的な位相を考察した。具体的には、一九一〇年代の『ジゴマ』ブームから探偵小説が大衆化する一九二〇 - 三〇年代へと至る時期の犯罪報道・犯罪科学・不良少年研究等の犯罪関連言説を対象として、そこでのジャンル・イメージの形成・流布の過程を検討した。

第一章では、フランスの犯罪映画『ジゴマ』の日本におけるメディア横断的なブームの様相とその上映禁止前後に出来た批判言説を検討した。まず、同時期の犯罪報道で生じた『ジゴマ』を現実の犯罪の誘因とみなす言説が、主に不良少年に関する犯罪科学や教育学等の言説で反復され定着していくプロセスを確認した。また、そこには、当初は映画という新興メディアに対する危機感を背景としていた批判が、次第にその物語内容自体の悪影響として矮小化され、活字メディアに転化されるという変遷があったことも指摘し、それが一九二〇年代以降の探偵小説有害論の素地となっていたことを明らかにした。

第二章では、一九三〇年前後の犯罪報道における「探偵小説」という語と探偵小説家の位相を検討した。ここでは、探偵小説家が現実の犯罪を語る主体として一定の社会的地位が付与される一方で、探偵小説を犯罪の誘因とみなし、探偵小説家を事件の間接的な犯人として批判する言説パターンが一般化するという、同時期のジャンルが置かれた両義的な位相を明らかにした。また、その具体的な事例として江戸川乱歩と浜尾四郎の犯罪メディアにおける表象を検討し、それぞれの作家イメージから両者が異なる位相に置かれていたことを示した。

第二部では、第一部で提示した同時期のジャンル状況に対して、各作家がいかなる小説・批評実践を行い、ジャンル自体を駆動していったのかを個別的なテキストに即して検討した。具体的には、江戸川乱歩の『陰獣』（一九二八）、浜尾四郎の『殺人鬼』（一九三一）、夢野久作の『ドグラ・マグラ』（一九三五）というジャンルへの自己言及的な要素を含むテキストを対象に、同時期の言説状況に対する応答としての側面を考察した。

第三章では、江戸川乱歩の『陰獣』を検討した。まず、一九三〇年前後の犯罪報道で「陰獣」が変態的な犯罪者を指す言葉として定着するプロセスに、同時期のジャンルの位相の変遷が関わっていたことを確認し、また、そこに大きく作用した乱歩のエロ・グロ・猟奇と結び付いた作家イメージが、メディアに付与されるだけでなく、乱歩自身の加担によるものでもあったことを明らかにした。さらに、『陰獣』で大江春泥を犯罪者として実体化する語り手の「私」の在り方が同時期の探偵小説読者と相同的であったことも指摘し、テキストには現実の犯罪と結

び付く探偵小説家像だけでなく、そうしたイメージを生成・受容するメディアや読者といったジャンルをめぐる環境自体が表象されていたことを指摘した。

第四章では、浜尾四郎の『殺人鬼』を取り上げ、その本格派としての実践の内実を検討した。まず、同時期のメディア上で浜尾が犯罪を特権的に語りうる「法律家」とその責任を負うべき「探偵小説家」という分裂的な位相にあったことを指摘した。そして、こうしたジャンルと自身の属性に負性を付与するメディアへの違和が、理知的な探偵に読者が同一化する構造を有する本格物を範とした浜尾の実践の動機付けとなっており、それが『殺人鬼』におけるメディアの批判的な表象につながっていたことを明らかにした。しかし、テキストがこれらのメディアや法などの事件の真実を語る言説の恣意性を露見する目的のため、探偵藤枝の推理言説すらも空想として定位したことから、その本格的形式にゆらぎが生じてもいたことを指摘した。

第五章では、夢野久作『ドグラ・マグラ』の多様なメディアの表象と探偵小説であることを誇示する言説機制との関わりを検討した。まず、正木の遺言書における映画の表象が内容の事実性の強調を目的に選択されていたことを指摘し、それを含めた資料群が原本を喪失した異本として存在していたことを明らかにした。さらに、これらの資料群の特徴が正木・若林による自らの研究に相手の言説を引用し合う対立の様態から生じたものであったこと、また語り手の「私」がこの引用の方法を両博士への抵抗の戦略として転用していたことを指摘し、こうした複数の言説ジャンルやメディアを横断しつつ探偵小説の構造を引用し解剖していくテキストの在り方が、同時期のジャンル批評に対する応答ともなっていたと論じた。

第三部では、第二部での議論を発展させ、探偵小説の中心的な要素である犯罪の表象に対するメディアを媒介とした国家・警察権力の行使とジャンルとの関係を検討した。具体的には、甲賀三郎の『支倉事件』(一九二七)、横溝正史の『鬼火』(一九三五)、久生十蘭の『魔都』(一九三七 - 一九三八)を取り上げ、各テキストの犯罪の表象が被った屈折とそれを生起した複層的な力学の様相を検討した。

第六章では、「犯罪実話小説」の先駆と評されてきた甲賀三郎の『支倉事件』を取り上げた。まず、題材となった島倉儀平事件に関する言説が被告を悪漢とみなすものから冤罪論へと推移していったことを確認し、テキストがその対抗言説として企図された可能性を指摘した。そして、こうした企図から『支倉事件』の記述が事実を標榜しながらも、警察の不当捜査を正当化する偏向を有していたこと、またそれにより甲賀が目指した事実性に立脚する本格探偵小説の志向が断念させられていたことを明らかにした。さらに、その後甲賀は自らのテキストの偏向を自覚し、その不備を補完する言説実践を行っていたことも確認した。

第七章では、初出時に削除処分を受けた横溝正史の『鬼火』を対象に、ジャンルと検閲の関係を考察した。まず、『鬼火』が風俗壊乱を理由に処分されながらも、それ以外の左翼運動に関わる事件描写なども問題視された可能性を指摘した。また、その削除箇所にも含まれていた

竹中英太郎の挿絵が、万造と代助を中心化する宗匠の語りとは異なるお銀の物語を描出していたことから、そこに小説、挿絵、検閲の葛藤があったことを明らかにした。さらに、その後の改稿では、処分への消極的な対応だけでなく、宗匠と代助の同性愛的な関係を前景化させる大きな改変や、テキストが被った不当な抑圧を示唆する事件の挿話を残存させるなどの権力との折衝の痕跡が刻印されていたことを示した。

第八章では、久生十蘭の『魔都』を対象として戦時下の探偵小説の様相を検討した。まず、探偵役である古市加十と真名古明が殺人事件の謎に固執することが、その推理の失敗を惹起していたことを指摘し、それが殺人事件の謎から皇帝とダイヤモンドの行方へと物語の関心が推移することに伴う「作者」の統御機能の失効とも連動していたことを明らかにした。また、この推移が作中の新聞報道における情報の矮小化・過剰化という対照的な様態にも通じており、こうした国家的危機との葛藤から犯罪事件に対する謎解きの欲望が喪失される事態の表象がみられる点から、『魔都』が探偵小説の「終焉」を象徴するテキストとなっていたと論じた。

終章では、各章の検討内容を整理・総合し、戦間期日本の探偵小説を、定義・分類・形式化が絶えず欲望されながらも、そうした規範化の言説から逃れようとする逸脱への志向性を有したジャンルとして捉え直した。さらに、今後の課題として、「探偵小説」というジャンル記号が、敗戦後から一九五〇年代後半にかけて「推理小説」へと代替され歴史化されていく過程を含めたより通時的な観点からの検討の必要性を述べ、結論とした。